

資 料

アンケート調査結果（障害児）について

1 調査の目的

この調査は、大館市においてどのような障害福祉サービスが望まれているのかを明らかにし、障害のある児童が利用できる障害福祉サービスの充実に役立てることを目的に実施しました。

2 調査の概要

(1) 調査対象者

市内在住で在宅の18歳以下の障害のある児童の保護者200人を対象としました。

障害区分	人数（H28.4.1現在）	配布	回答
三障害	200人	200人	161人

※アンケート調査回収率80.5%（調査200人・回答161人）

(2) 調査方法

県立比内支援学校、特別支援学級のある市内の小・中学校、児童発達支援センターひまわりの協力を得て、通所、通学されている保護者全員に調査票を直接配布し、回答をいただきました。

(3) 調査期間

平成28年5月30日から6月10日まで

(4) 調査内容（設問26項目）

- | | |
|----------------|-----------------------|
| ① ご本人について | ④ 暮らしについて |
| ② 日常生活に関すること | ⑤ 差別解消や権利擁護について |
| ③ 相談や福祉の情報について | ⑥ 大館市内にできてほしいサービスについて |

3 調査結果

1. ご本人について

(1) 調査の記入者と主介護者について

主たる介護者の回答との関係は「母」が91人で56.5%と半分以上を占めており、次に「父」の23人で14.3%でした。「不明（回答なし）」は51人で、31.7%となっていて、主介護者の人数と回答人数が合わないことについては、設問の回答は「1つに0」でしたが、「母」と「父」など複数の回答も多く、家族内で協力して関わっていることから回答が絞りきれず、無回答等を選択したと考えられます。【表1】

表1 回答者と主介護者の関係

	回答者(人)	回答者(%)	主介護者(人)	主介護者(%)
父母	154	95.7	母91、父23 計114	母56.5、父14.3 計70.8
兄弟姉妹	0	0	3	1.9
祖父母	3	1.9	祖母14、祖父0 計14	祖母8.7、祖父0 計8.7
配偶者	0	0	0	0
他	3	1.9	4	2.5
不明	1	0.6	(無回答)51	31.7
合計	161			

(2) 本人の年齢と性別

「性別」については、「男子」が119人で73.9%、「女子」が41人で25.5%という結果でした。年齢別では中学生にあたる13歳～15歳が最も多く、ついで小学校にあたる6歳～12歳が多くなっています。【表2】

表2 本人の年齢と性別の関係

(人)

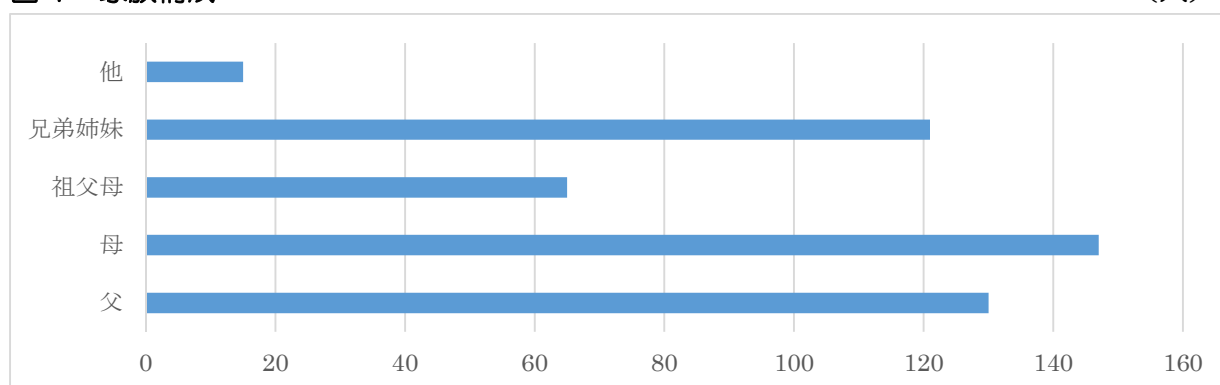
年齢	0～ 2歳	3～ 5歳	6～ 9歳	10～ 12歳	13～ 15歳	16～ 18歳	年齢 不明	合計
性 別 男	2	11	31	28	37	10		119
女	0	8	6	9	12	5	1	41
合計	2	19	37	37	49	15	1	160

(3) 家族構成と同居人数

家族構成については、「母」が最も多く147人で91.3%、ついで「父」が130人で80.7%、「兄弟姉妹」が121人で75.2%、「祖父母」が65人で40.4%となっています。【図1】

図1 家族構成

(人)



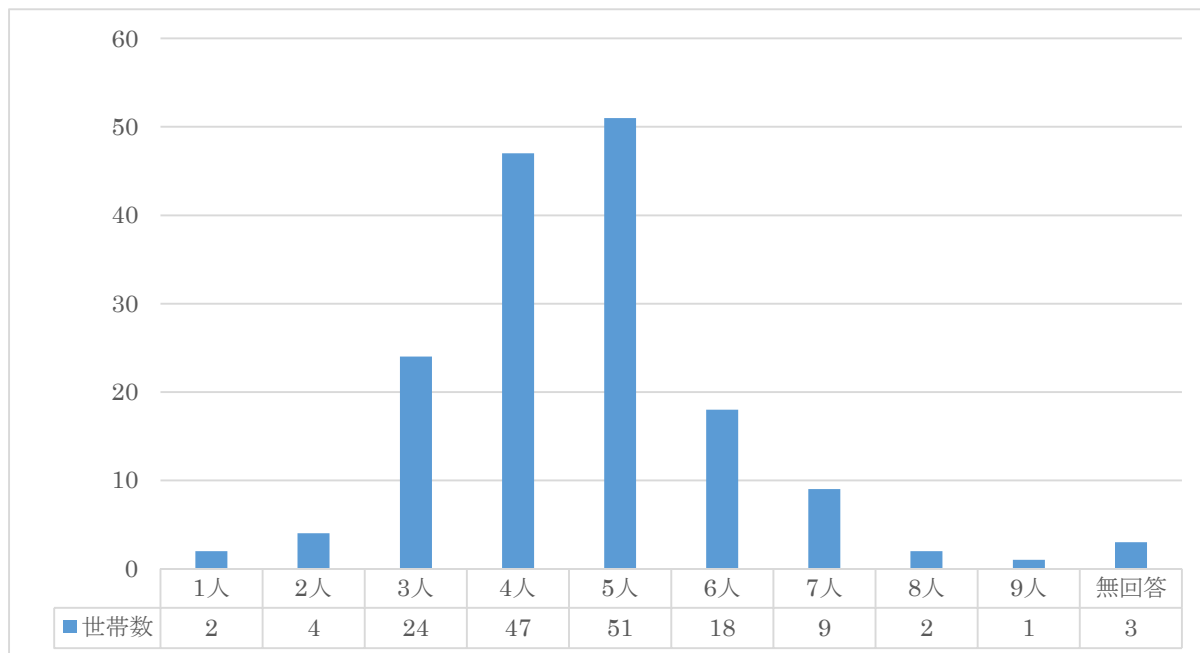
本人を含めた同居家族の人数については、「5人」が最も多く51世帯で31.7%、ついで

資料

「4人」が47世帯で29.2%、「3人」が24世帯で16.1%となっています。【図2】

ひとり親世帯で親が仕事をしていると思われる1人～3人世帯、および両親とも仕事をしていることを想定すると3人～5人世帯においても、常時家庭内で育児、支援等を行う事は困難を伴うものと推測されます。また、家族数が多くても祖父母の加齢によっては同様の困難や、祖父母への介護も生じて、より負担が増している家庭もあると想定できます。

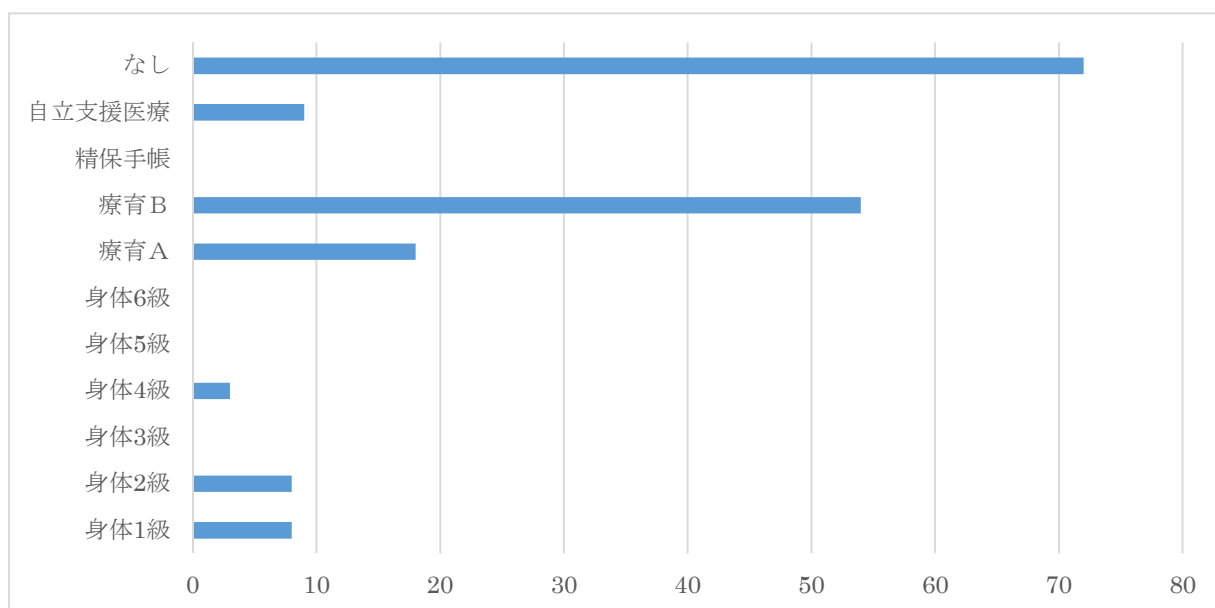
図2 同居人数 (人)



(4) 手帳の種類について

所持している手帳の種類については、「療育手帳B」が最も多く54人、ついで「療育A」が18人、「自立支援医療」が9人となっています。また、「手帳所持なし」も71名と多くなっています。【図3】

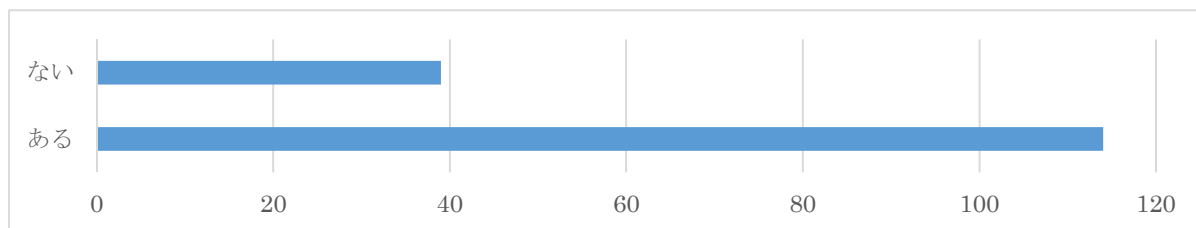
図3 手帳の種類 (重複計上有り) (人)



(5) 障害の種類

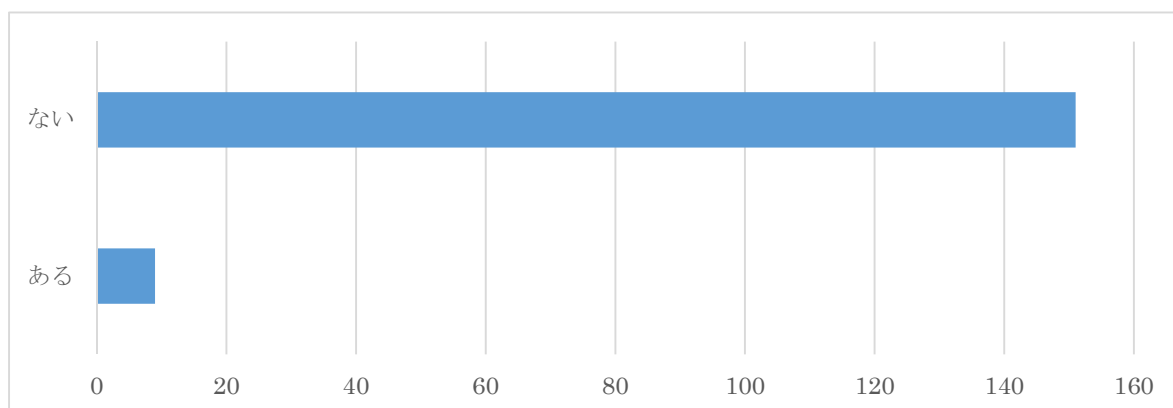
発達障害の診断を受けた方は114人と多くなっています。【図4】

図4 発達障害の診断 (人)



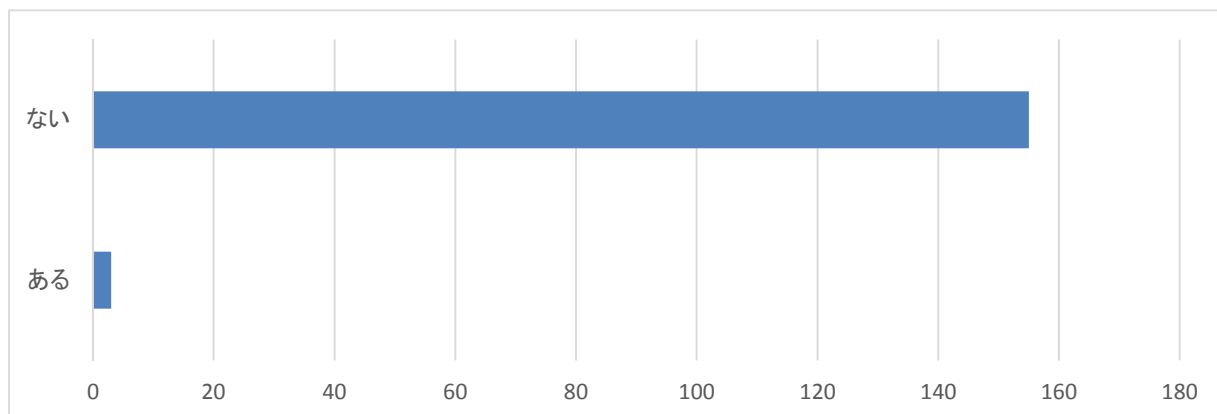
難病（特定疾患）の認定を受けている方は9名となっています。【図5】

図5 難病の認定 (人)



高次脳機能障害の診断を受けている方は3名となっています。【図6】

図6 高次脳機能障害の診断 (人)



(6) 所持手帳、障害等の診断と年齢の関係

年齢と手帳の取得、障害等の診断の関連をみると、就学前～小学低学年頃に手帳取得や障害の診断を受ける方が多い傾向と推測されます。【表3】

資料

表3 所持手帳、障がい等の診断と年齢の関係（重複計上有り）

（人）

	身体						療育		精神保健	自立支援医療	発達	難病	高次脳	なし
	1級	2級	3級	4級	5級	6級	A	B						
0～2歳	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0
3～5歳	0	0	0	0	0	0	1	2	0	2	7	1	0	11
6～9歳	2	2	0	0	0	0	5	14	0	1	29	1	1	17
10～12歳	1	0	0	1	0	0	4	11	0	2	31	1	0	21
13～15歳	3	3	0	2	0	0	4	22	0	3	37	4	1	18
16～18歳	2	2	0	0	0	0	4	5	0	1	9	2	1	4

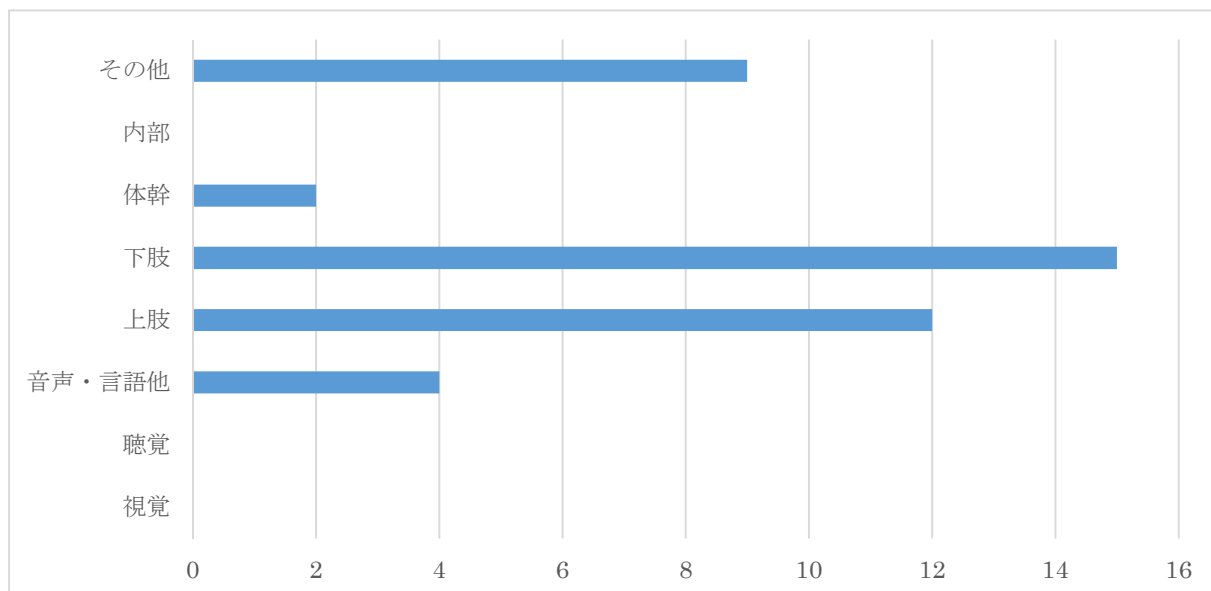
（7）身体障害の種類

身体障害の種類としては多い順に下肢 15 名、上肢 12 名、その他 9 名となっています。

【図7】

図7 身体障害の種類（重複計上有り）

（人）



2. 日常生活に関すること

（1）介助の必要性

日常生活に関することでは、「介助の必要性がない」方は 117 人で 72.6%でした。また、日常生活動作は食事やトイレ等は「できる」と答えた方が多いのに対し、家族以外との意思疎通、コミュニケーション、金銭管理等の社会生活技能を苦手とする方がやや多くなっています。【図8・9】

図8 介助の必要性

(人)

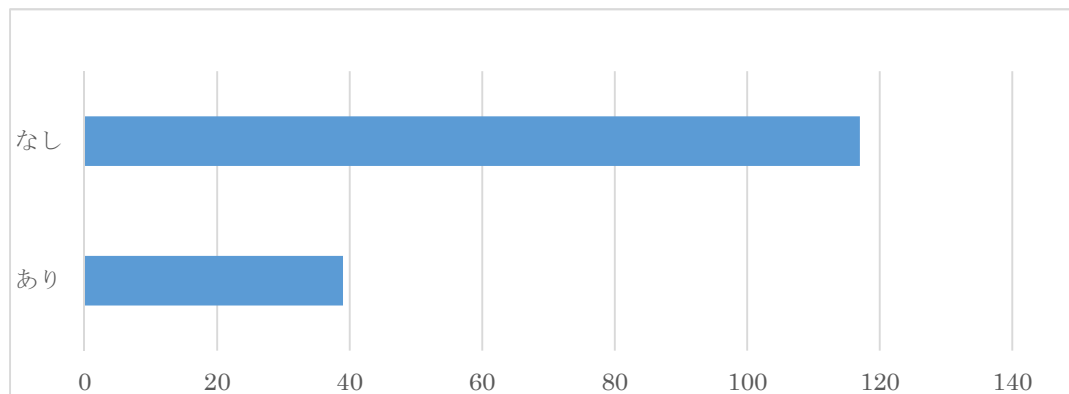
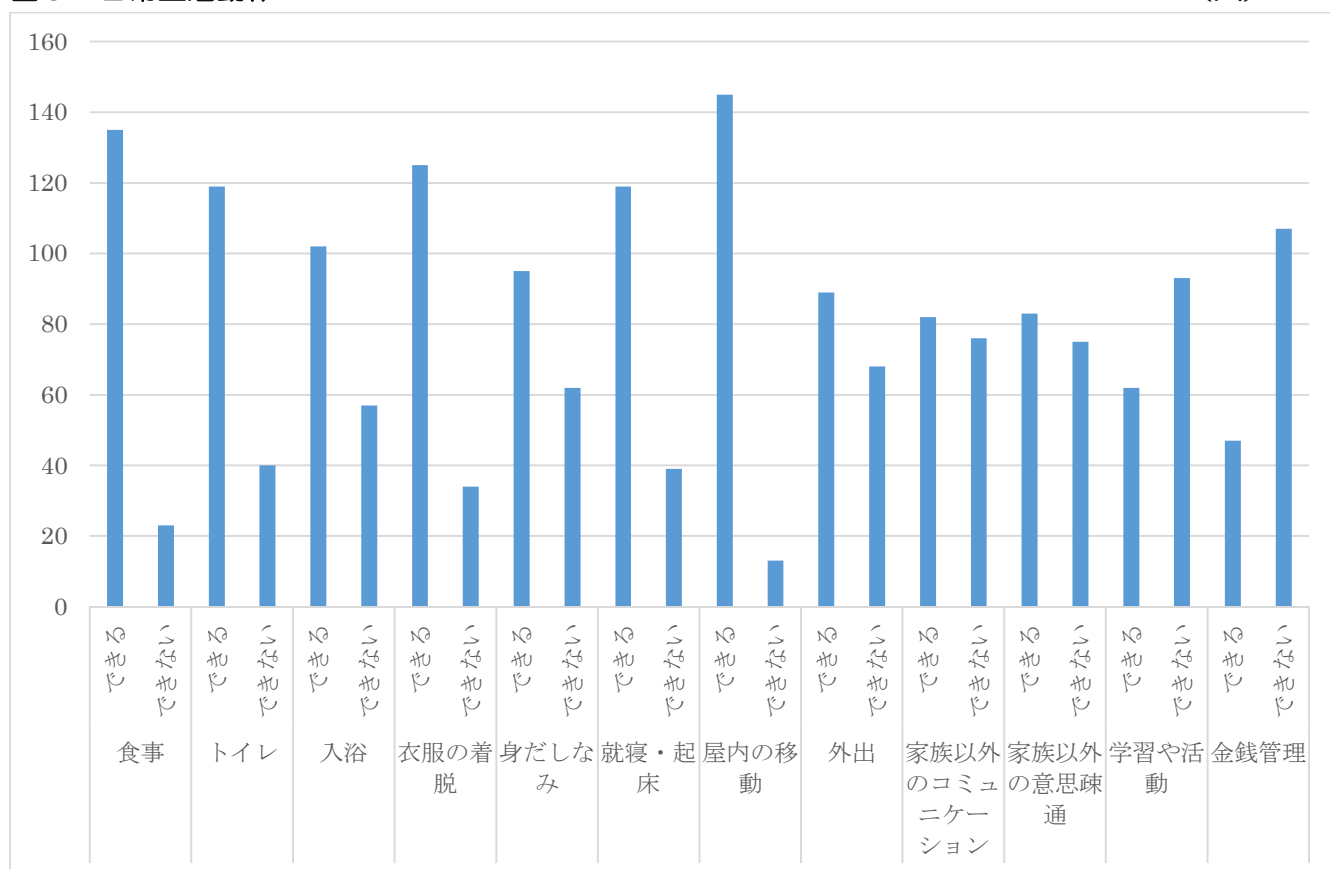


図9 日常生活動作

(人)



資料

(2) 年齢と何らかの援助の必要性の関連

年齢と援助の必要性に特に関連性は見られませんでした。【表4、図10】

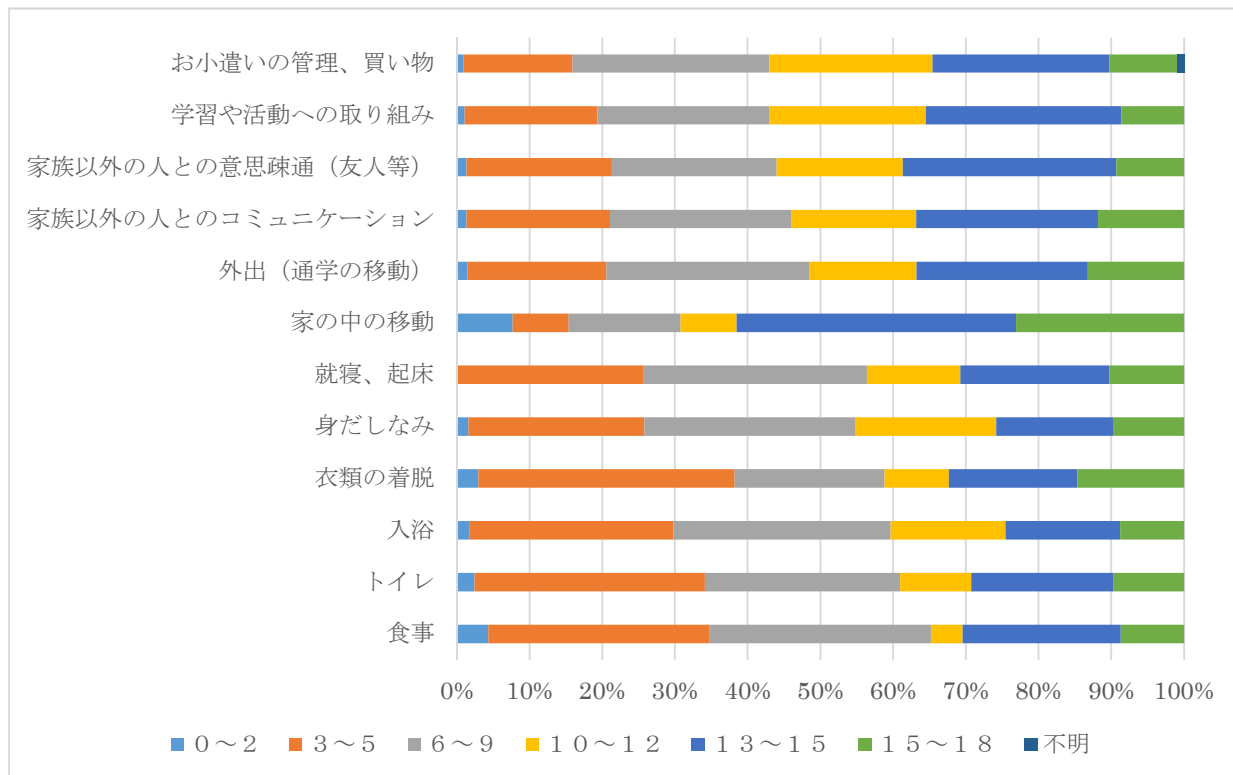
表4 年齢と援助の必要性の関連

(人)

年齢	0~2	3~5	6~9	10~12	13~15	16~18	不明
食事	1	7	7	1	5	2	0
トイレ	1	13	11	4	8	4	0
入浴	1	16	17	9	9	5	0
衣類の着脱	1	12	7	3	6	5	0
身だしなみ	1	15	18	12	10	6	0
就寝、起床	0	10	12	5	8	4	0
家の中の移動	1	1	2	1	5	3	0
外出(通学の移動)	1	13	19	10	16	9	0
家族以外の人とのコミュニケーション	1	15	19	13	19	9	0
家族以外の人との意思疎通(友人等)	1	15	17	13	22	7	0
学習や活動への取り組み	1	17	22	20	25	8	0
お小遣いの管理、買い物	1	16	29	24	26	10	1

図10 年齢と援助の必要性の関連

(%)

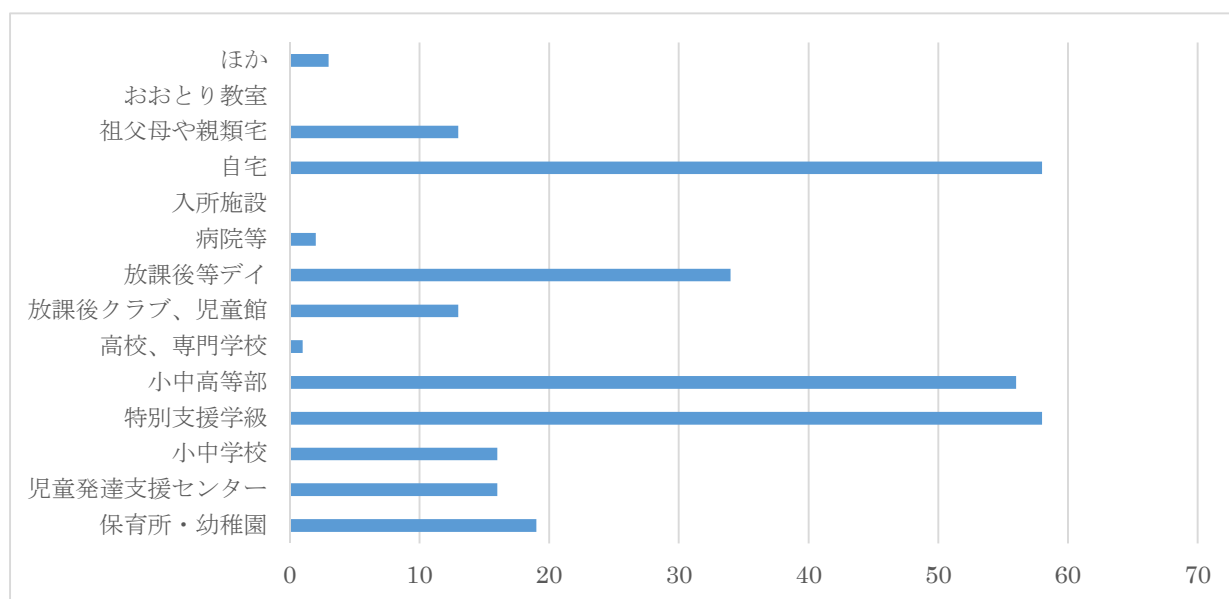


(3) 平日の過ごし方

平日の日中を主に過ごしている場所としては、各学校や保育所、児童発達支援センター等に通われている方がほとんどで、自宅と答えた方は放課後の過ごし方を答えたと推測されます。放課後の過ごし方としては、学校の放課後クラブや児童館に通われている方や、部活動、友人宅、体験教室、公園とあり、「放課後等デイサービス」利用者も多いです。

【図11】

図11 平日を過ごしている場所（複数回答） (人)



ほか回答～ ・部活 ・友人宅 ・公園 ・体験教室

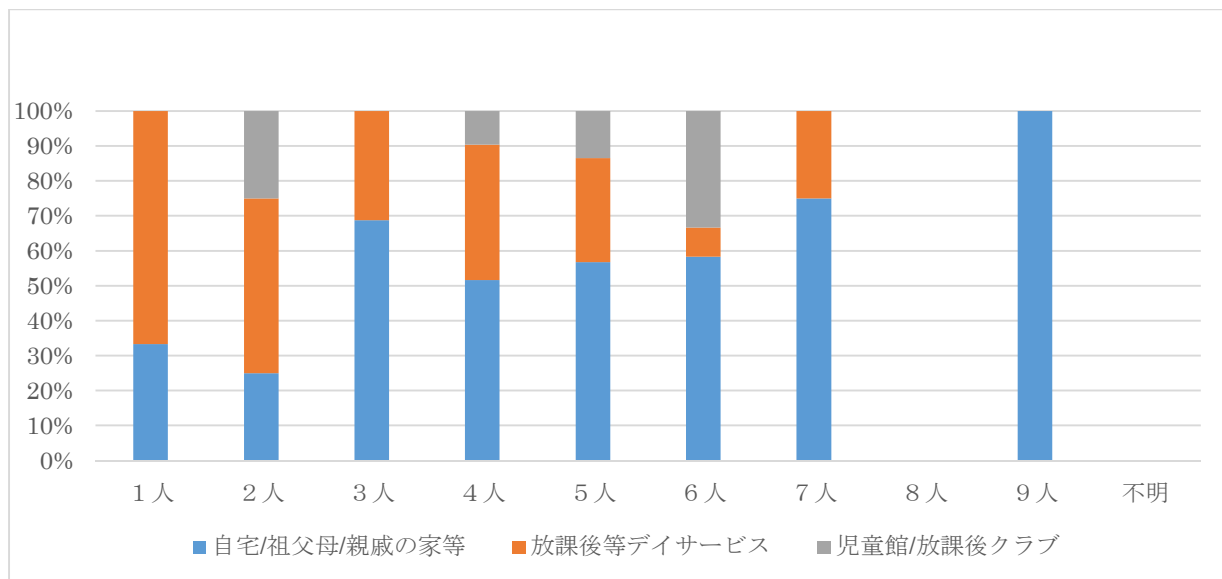
(4) 平日の過ごし方（放課後の過ごし方と介護者数との関連）

放課後の過ごし方として世帯の人数（養育者、介護者）との関連を表にしてみると、少人数世帯では子どもの介護者を確保できずにサービス等の利用率が高いと予想されたが、グラフを見る限り一定の分布とはいえない結果です。【表5、図12】

表5 家族人数と放課後の過ごし方（複数回答） (人)

世帯人数	1人	2人	3人	4人	5人	6人	7人	8人	9人	不明
自宅/祖父母/親戚の家等	1	1	11	16	21	7	3	0	1	0
放課後等デイサービス	2	2	5	12	11	1	1	0	0	0
児童館/放課後クラブ	0	1	0	3	5	4	0	0	0	0

図12 家族人数と放課後の過ごし方 (複数回答) (%)



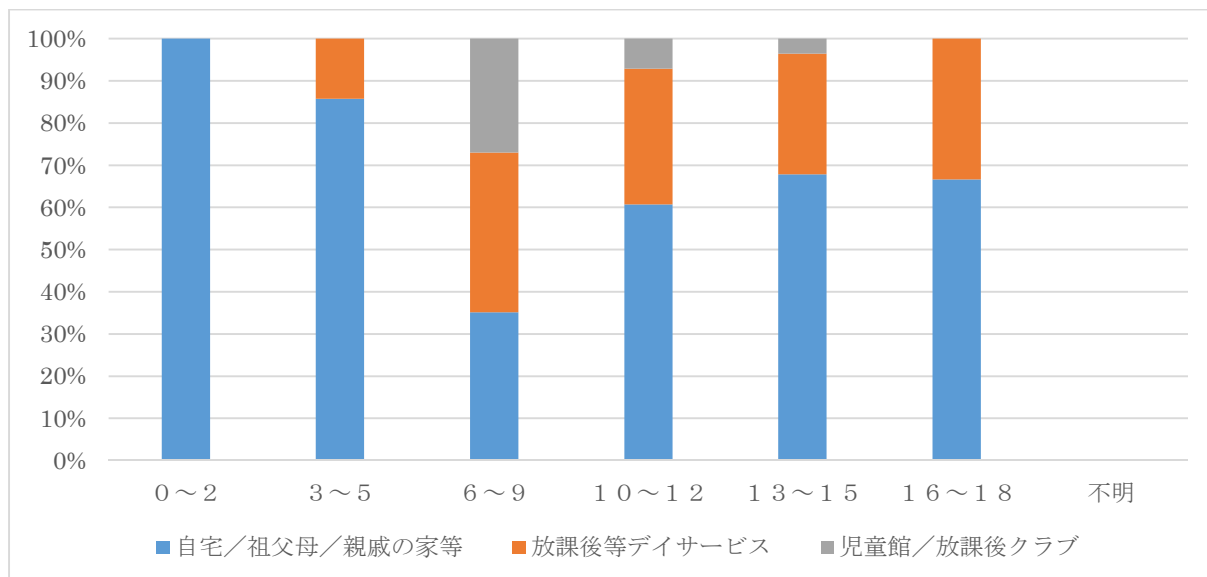
(5) 平日の過ごし方 (放課後の過ごし方と年齢との関連)

年齢と放課後の過ごし方を表にしてみると、幼少期は全ての方が自宅で過ごし、小学校低学年になると児童館等を利用する方が増え、高学年になるにつれ児童館等から放課後等デイサービスへと移行していきます。【表6、図13】

表6 放課後の過ごし方と年齢との関連 (複数回答) (人)

年齢	0~2	3~5	6~9	10~12	13~15	16~18	不明
自宅/祖父母/親戚の家等	2	6	13	17	19	4	0
放課後等デイサービス	0	1	14	9	8	2	0
児童館/放課後クラブ	0	0	10	2	1	0	0

図13 放課後の過ごし方と年齢との関連 (複数回答) (%)



(6) 平日の過ごし方（放課後の過ごし方と障害との関連）

放課後に児童館等と放課後等デイサービスを利用している方の内訳を障害種別毎に集計すると、児童館等の利用者は療育Bや発達障害、高次脳機能障害や手帳等なしの方が多く、比較的重度の方は放課後等デイサービスを利用している比率が高いと推測されます。一方で、自宅等で過ごしている方も多くなっています。【表7】

表7 放課後の過ごし方と障がいとの関連（重複計上有り、「なし」は、手帳なし）（人）

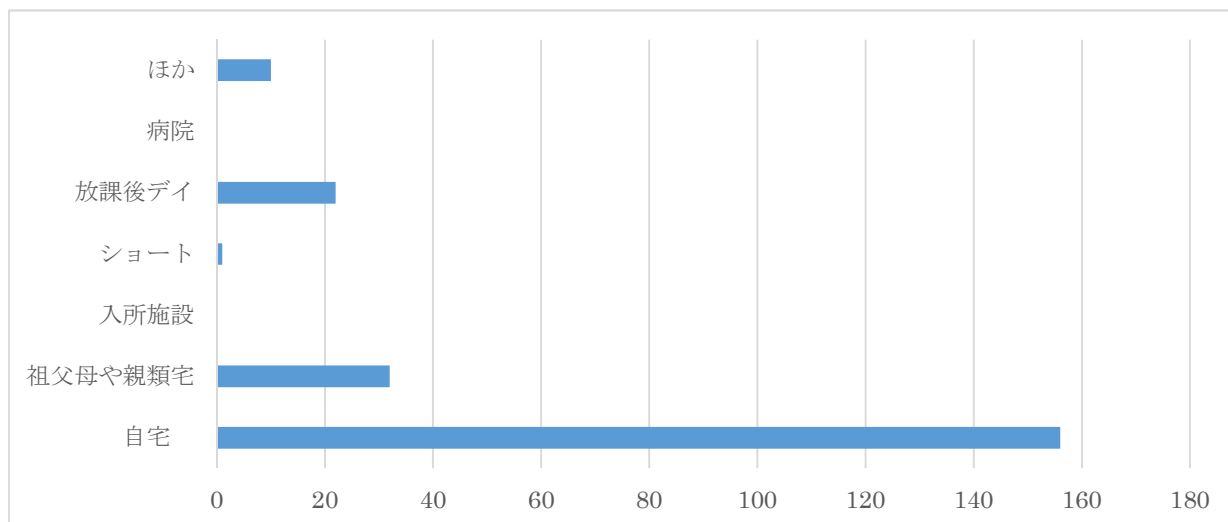
	身体						療育		精神保健	自立支援医療	発達	難病	高次脳	なし
	1級	2級	3級	4級	5級	6級	A	B						
放課後等デイサービス	4	2	0	2	0	0	14	17	0	2	30	3	1	3
児童館、放課後クラブ	0	0	0	0	0	0	0	4	0	0	10	0	1	8

(7) 休日の過ごし方

休日の日中を主に過ごしている場所は、自宅、祖父母宅等でほとんどを占めています。

【図14】

図14 休日を過ごしている場所（複数回答）（人）



ほか回答～・部活 ・地域のイベント ・家族で買い物等外出 ・サークル活動
・友達と遊ぶ ・日中一時支援

(8) 休日の過ごし方（休日の過ごし方と介護者数との関連）

休日の過ごし方と家族の人数（養育者、介護者）との関連を表にしてみると、少人数世帯での放課後等デイサービスの利用割合が高くなっています。【表8】

表8 休日の過ごし方と家族人数との関連（複数回答）（人）

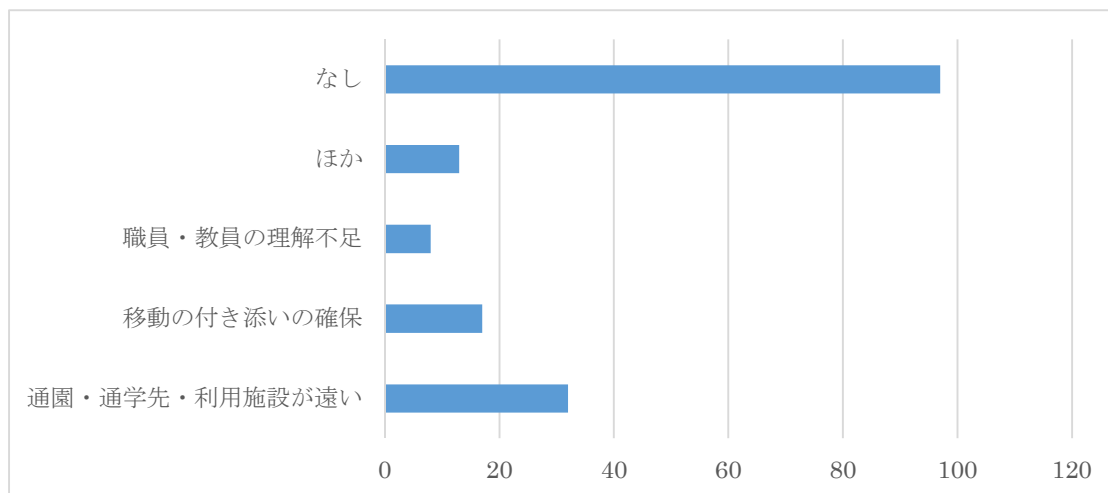
世帯人数	1人	2人	3人	4人	5人	6人	7人	8人	9人	不明
放課後等デイサービス	2	2	3	4	9	1	1	0	0	0
自宅／祖父母／親戚の家等	2	5	31	49	60	24	11	3	1	2
ショートステイ	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0

資料

3. 通園・通学やサービス利用で困っていること

「なし」と答えた方が最も多くなっていますが、「通う先が遠い」という回答も 30 人を超えており、困り事などを具体的に記入される方も多かったです。【図15】

図15 通園・通学やサービス利用で困っていること（複数回答） (人)



ほか回答

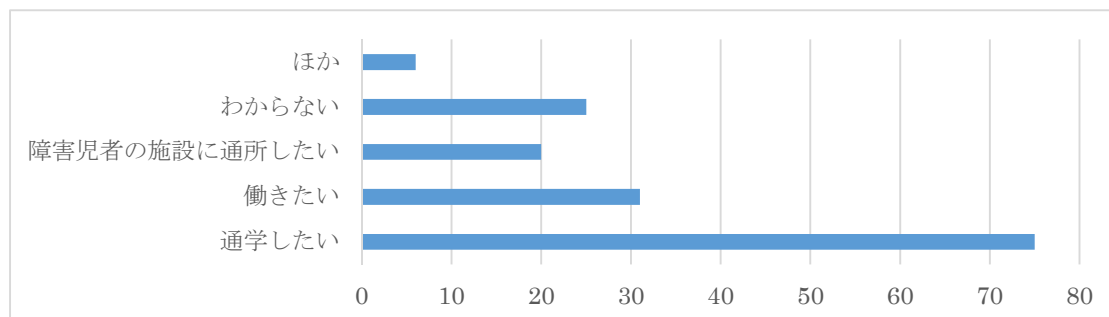
- 学校以外の活動する場所が不足、わからない。あっても移動の手段の確保が難しい。
- 特学の人手不足。
- 現在は大丈夫だが、子供の障害について理解できない先生が担任になると、子供にとってすぐつらい1年になる。なるべく障害に対して理解のある先生もしくは、理解してくれようとする先生を担任先生にしてもらいたい。
- 開所時間と送迎可能時間の調整が困難。8：30～17：00 の開所に対して勤務時間が 8：00～17：30 8：30～18：00 など。
- バス時間がないので通うのがきつい。
- 都合上、先生を1対1でつけてもらえないことが4月に入ってから分かった。昨年度中は、つけてもらえるようなことを言っていたので期待していたが、難しいとのこと。言語の発達障害のためお友達とのやり取りでたいたり、押したりしてしまうので、その都度言葉で代弁してもらいたい。他では、お友達をたいたりはしていない。
- 家族不在時の帰宅。
- 入浴、食事のある児童用のデイサービスがないこと。
- 迎えの時間が遅い、スタッフが少ない。
- 校外での学習。
- 本人の感情のコントロールが難しいこと。
- 登校時に送りやバス等の乗車付き添い人がいればよい。
- 今は親が元気なのでいいが、この先はどうするのだろうという不安がある。
- 本人がどう思っているか分からない。
- 環境や職員が代わると戸惑ったり精神的に参ってしまう傾向がある。自分の発信した言葉を理解してもらえず、もどかしいようだ。

4. 卒業後の進路希望

進路希望と年齢の関連を見ると、ほとんどの方は高校進学を経てから就職やサービスの利用を考えていることが推測されます。【表9、図16・17】

また、障害との関連を見ると比較的重度と思われる方が施設等を希望されていることが推測できます。【表10、図20】

図16 卒業後の進路希望 (人)



ほか回答

- ・学区内の学校には入れても特別支援学級か比内支援学校か、とても迷っている。入学までにどれくらい成長するかによると思うが。
- ・グループホームのような施設に入りながら、障がい者が働ける場所で仕事ができればいいなあと思っている。
- ・本人はどう思っているかわからない。
- ・同じ障がいのある方と働かせたい。一般との関わりはできそうだが、いじめ等が気になる。

表9 進路希望と年齢との関連 (人)

年齢	0~2	3~5	6~9	10~12	13~15	16~18	不明
通学したい	1	14	20	20	19	0	1
働きたい	0	0	3	3	17	8	0
施設通所したい	0	2	2	4	6	6	0
わからない	0	4	9	7	1	1	0

図17 進路希望と年齢との関連 (%)

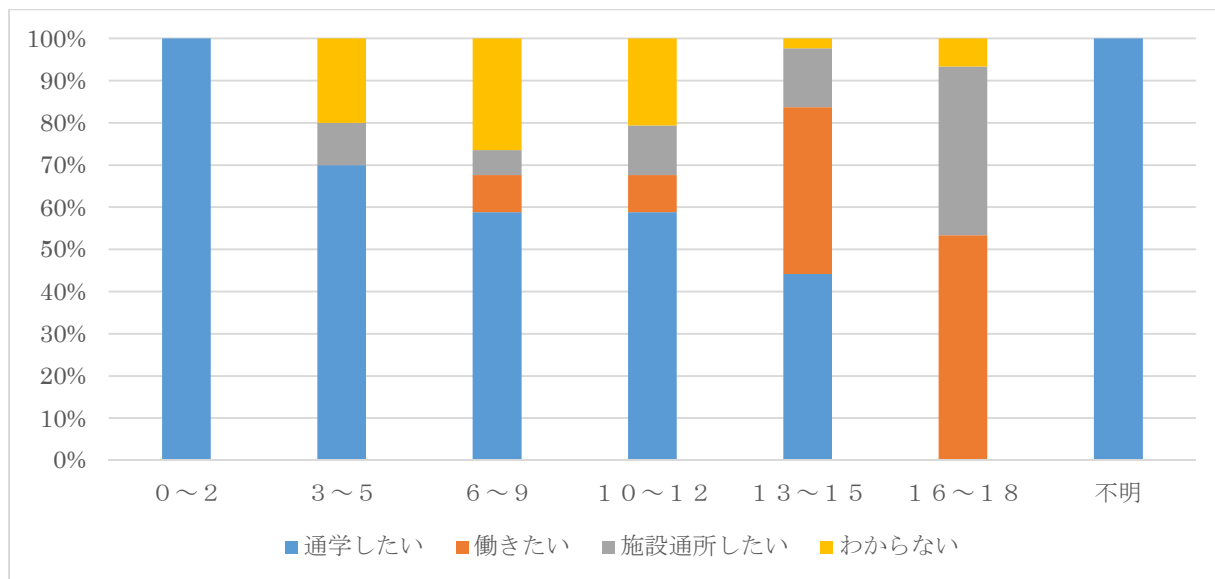
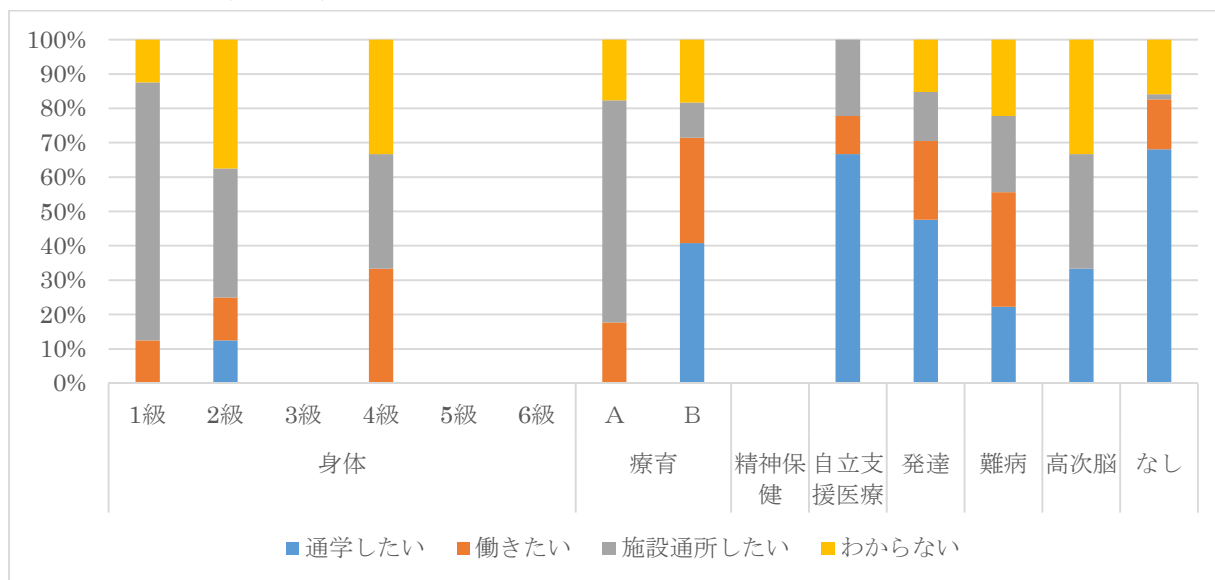


表10 進路希望と障害の関連 (重複計上有り、「なし」は、手帳なし) (人)

	身体						療育		精神保健	自立支援医療	発達	難病	高次脳	なし
	1級	2級	3級	4級	5級	6級	A	B						
通学したい	0	1	0	0	0	0	0	20	0	6	50	2	1	47
働きたい	1	1	0	1	0	0	3	15	0	1	24	3	0	10
施設通所したい	6	3	0	1	0	0	11	5	0	2	15	2	1	1
わからない	1	3	0	1	0	0	3	9	0	0	16	2	1	11

図18 進路希望と障害の関連 (重複計上有り、「なし」は、手帳なし) (%)

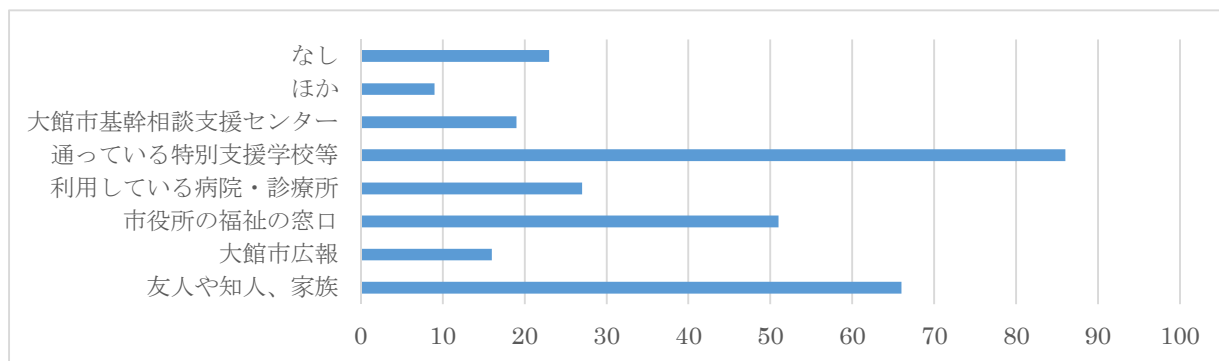


5. 相談や福祉の情報について

福祉サービスの情報経路・主な相談先について、通っている学校等、友人や知人、家族が多く、市役所窓口や基幹相談支援センターを大幅に上回っている。相談先が「なし」「分からない」という回答も多く、基幹相談支援センター等の周知が今後必要と考えられます。【図19・20】

図19 福祉サービスの情報経路（複数回答）

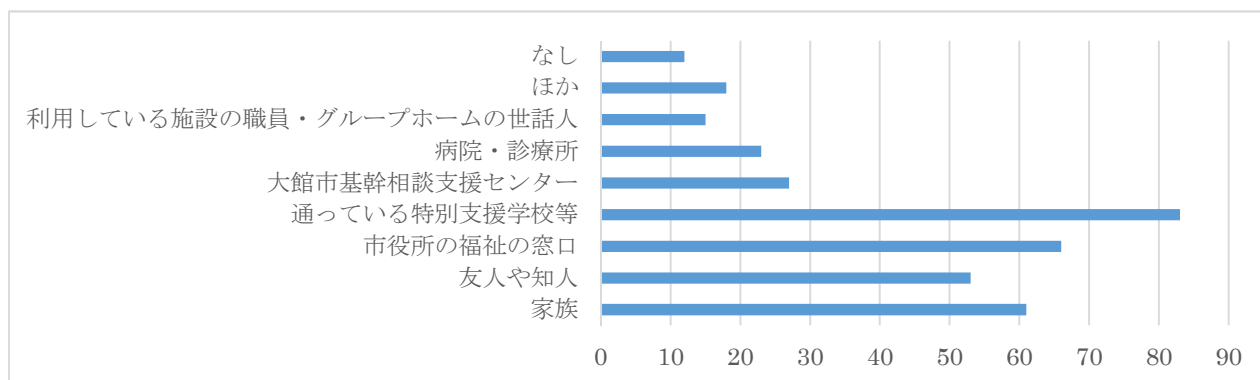
（人）



ほか回答～・誰から聞けるのか ・保健センター ・インターネット
 ・鹿角市障害者センター

図20 主な相談先（複数回答）

（人）



ほか回答～ ・ひまわりの時の子育て相談の方達 ・どこにすればいいのかわからない
 ・児童相談所

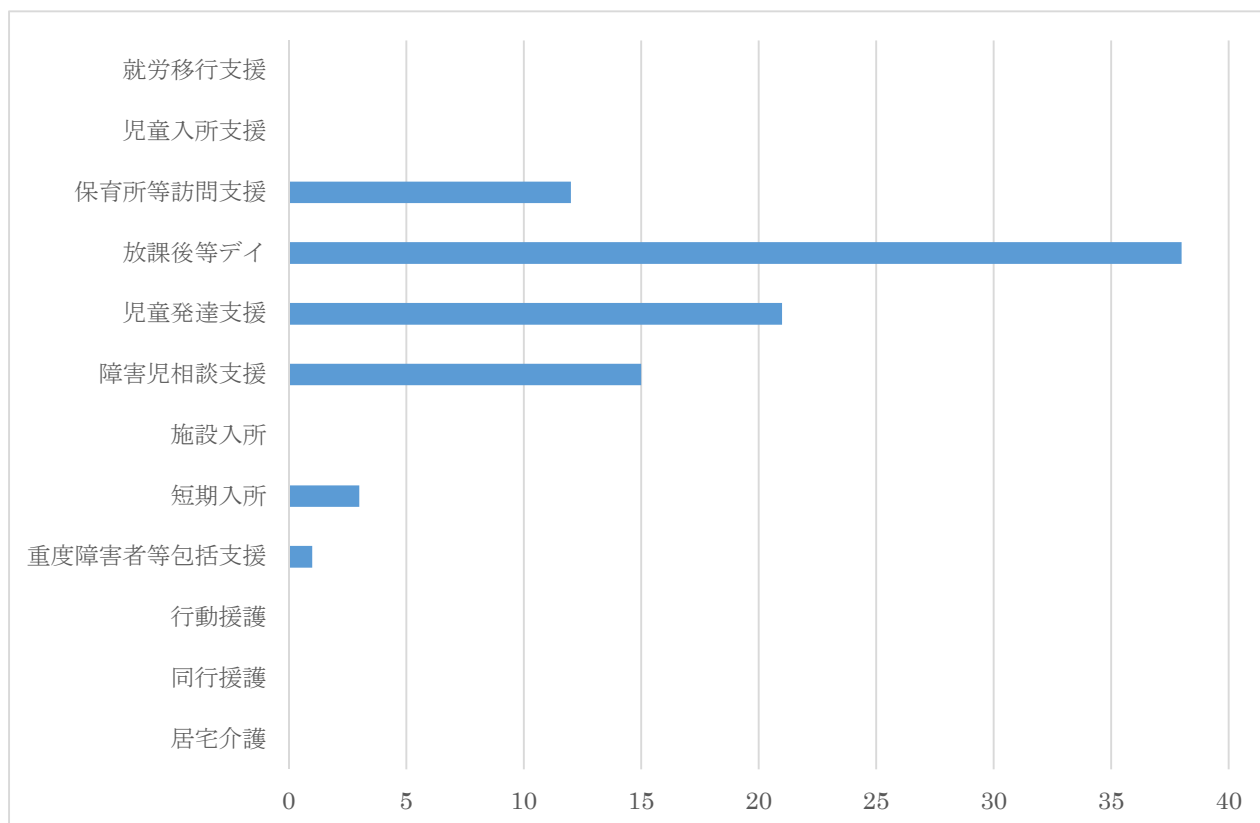
6. 暮らしについて

(1) サービスについて

現在利用しているサービスと年齢および障害との関連を見ると、就学前までは児童発達支援、就学後は放課後等デイサービスを利用するということから、ライフステージの変わり目でサービスの利用先も変化していることが分かる。障害の種類とサービスとの関連は、特に見受けられませんでした。【図21・22・23、表11・12】

図21 現在利用しているサービス（複数回答）

（人）



ほか回答～

- ・ファミリーサポート
- ・何を利用しているのか、または、利用していないのかわからない。

表11 利用しているサービスと年齢との関連（複数回答）

（人）

年齢	0～2	3～5	6～9	10～12	13～15	16～18	不明
放課後等デイサービス	0	1	15	7	10	5	0
児童発達支援	2	15	3	1	0	0	0
保育所等訪問支援	1	12	0	0	0	0	0
短期入所	0	0	0	0	2	1	0
重度包括支援	0	0	0	0	0	1	0
障害児相談支援	0	2	4	1	5	3	0

図22 利用しているサービスと年齢との関連（複数回答）（%）

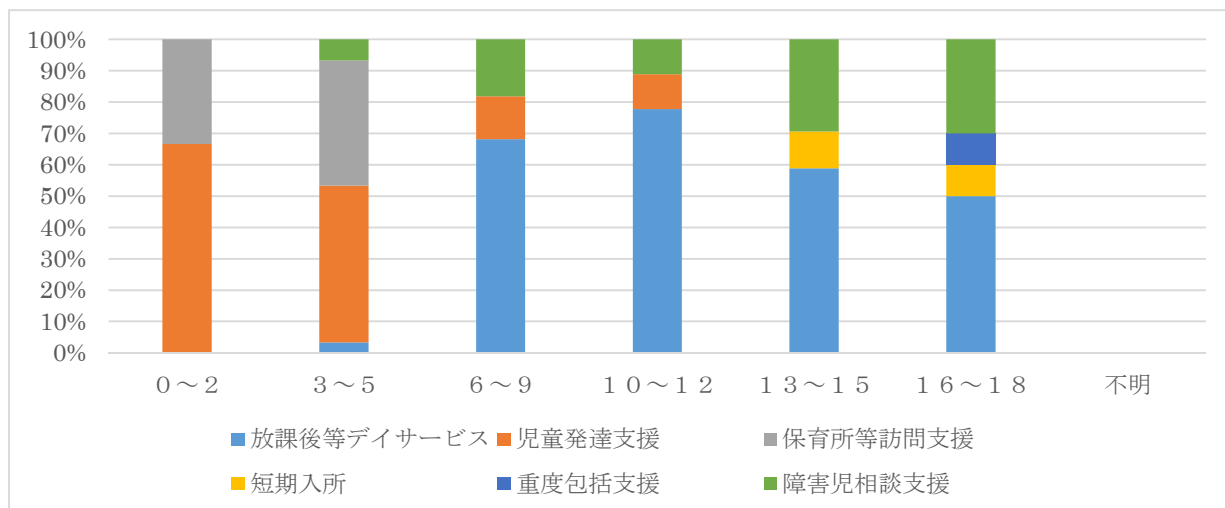
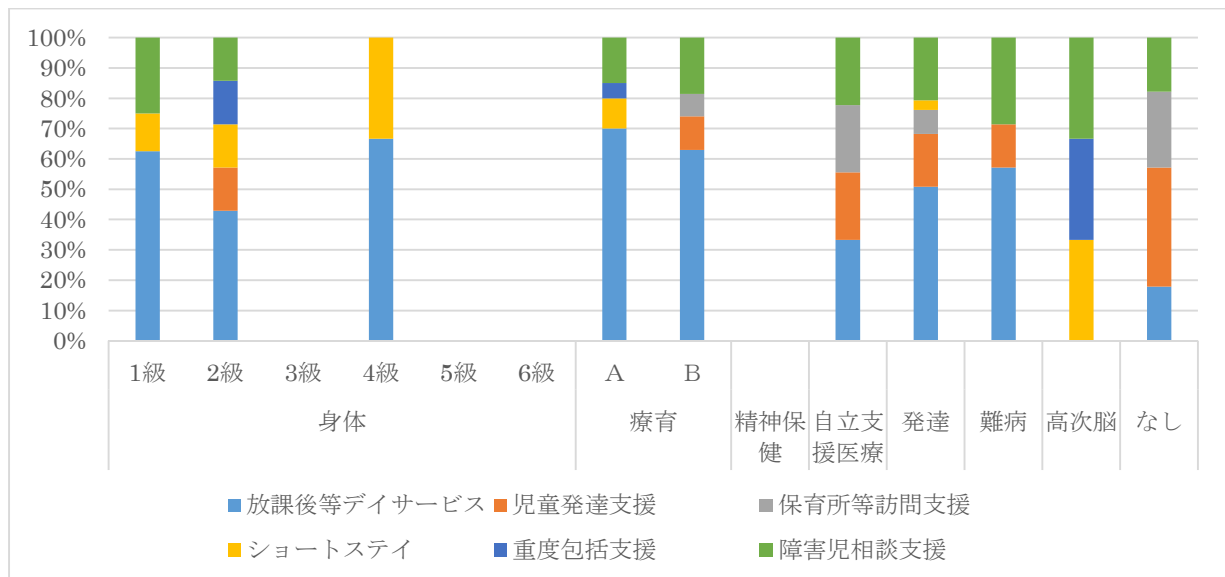


表12 利用しているサービスと障害との関連（重複計上有り、「なし」は、手帳なし）（人）

	身体						療育		精神保健	自立支援医療	発達	難病	高次脳	なし
	1級	2級	3級	4級	5級	6級	A	B						
放課後等デイサービス	5	3	0	2	0	0	14	17	0	3	32	4	0	5
児童発達支援	0	1	0	0	0	0	0	3	0	2	11	1	0	11
保育所等訪問支援	0	0	0	0	0	0	0	2	0	2	5	0	0	7
ショートステイ	1	1	0	1	0	0	2	0	0	0	2	0	1	0
重度包括支援	0	1	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	1	0
障害児相談支援	2	1	0	0	0	0	3	5	0	2	13	2	1	5

図23 利用しているサービスと障害との関連（重複計上有り、「なし」は、手帳なし）（%）



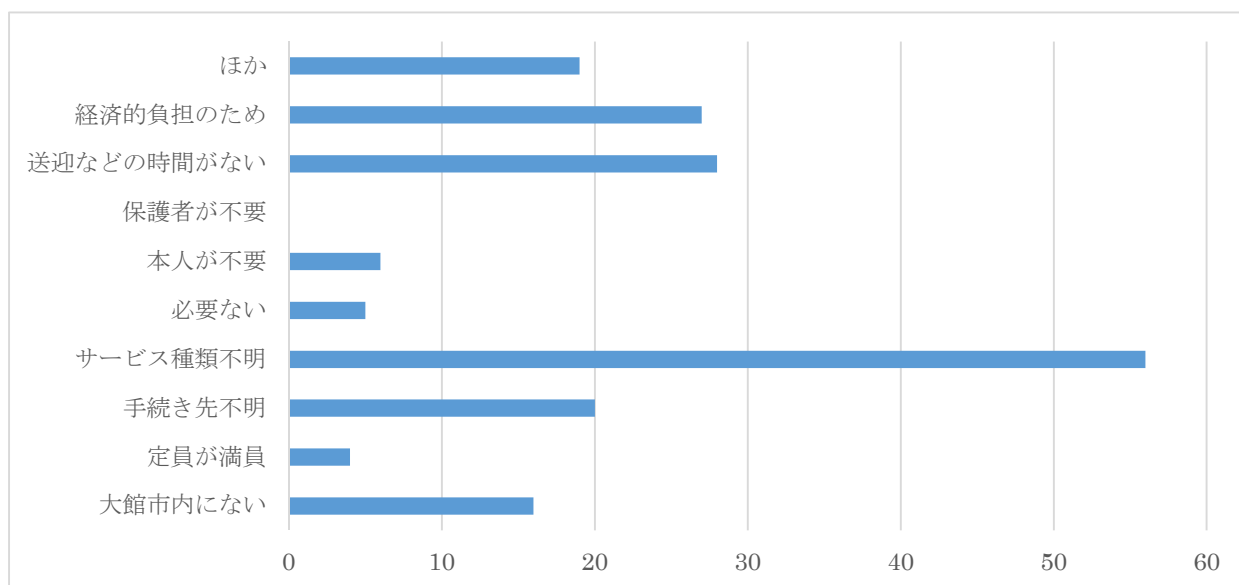
資料

(2) 希望しているサービスはあるが利用しない理由について

サービスを利用していない多くの方が、どのようなサービスがあるのか、どのように手続きすればよいのか分からないと回答していて、情報提供の体制に課題があることがわかります。また、送迎の時間がない、経済的理由など障害のある児童の保護者への支援も必要であるとともに、市内に利用したいサービスがない、定員が満員といった社会資源の不足もあげられます。【図24】

図24 希望しているサービスはあるが利用しない理由（複数回答）

(人)



ほか回答

- ・ソーシャルスキルを身につけたい。
- ・まだ必要ないかと。
- ・祖父母が頑張ってくれている。無理となれば利用したい。
- ・何があるのか、何が必要なのかがわからない。医師と現場の連携がないため、本人に何が適しているのか判断できない。
- ・利用のための手続きやそれに関する面談などが多くためらってしまう。
- ・現在本人を見れる家族がいるから。
- ・新しい環境や職員との信頼関係を築くまで時間がかかるのでなかなか利用できない。本人の障害やいろいろなことを知ってもらうまでは心配で利用しにくい。利用回数が少ないと難しい。
- ・親に何かあったとき、または祖父母に何かあって親の身動きがとれない時子供を安心してお願いできる場所（曜日、時間関係なく）を見つけて体験させたいが、まだそれもできないでいる。

(3) 生活で困っていること、不安、相談したいこと

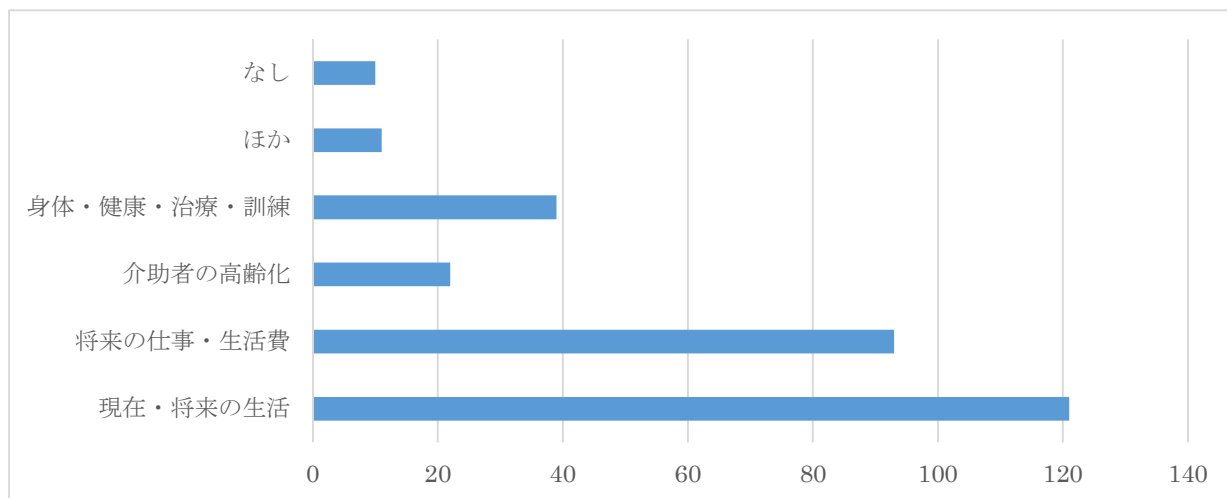
現在、将来の生活及び仕事や生活費について不安に感じている方が多く、年齢別、障害別で特に大きな差異は見られない。その他の自由記載に具体的な記入が多く、ひとり

ひとり個別に具体的な困り事がある事を明らかにして把握していく必要性があります。

【図25・26・27、表13・14】

図25 生活で困っていること、不安、相談したいこと（複数回答）

（人）



ほか回答

- 学校、社会に適應していけるかどうか。
- 薬などいつまで飲むのか。
- 学校・利用施設・病院で子供の情報共有がされているのか、3か所それぞれに親が説明するのは違和感を感じる。
- 親が病院通いが多く、ときたま入院したりすること。
- 親がアレルギーが多くて子ども達の食事の仕方も大変気を使う。
- 言葉の遅れ。
- 言葉のリハビリ（OT・ST）のため1～2か月に一度療育センターまで行っている。とても遠い。市立総合HPのリハビリで小児のOT・STがいてほしい。もっと訓練させてあげたい。親の言うことより、先生の言うことを聞くので。
- 就学のこと。
- 本人の将来が心配。
- 現在も事業所の利用定員が満員ですが、将来的に数年後や学校卒業後は利用できるのか？同じ事業所で何日利用できるか、その他で何日できるのか不安。本人は事業所の方とうまく話せるか、仲良くできるのか不安。
- 親が亡くなった後の身元引受人が誰になるのか、将来施設に入ってもちゃんと見てくれるのか心配（テレビで前に入ってたことがあるので）。
- 兄弟も含め本人の居場所。
- 今のところはないが今後は分からない。
- 本人の老後。

資料

表13 不安に思っていることと年齢との関連（複数回答）

（人）

年齢	0~2	3~5	6~9	10~12	13~15	16~18	不明
現在や将来の生活	1	13	30	33	34	10	0
将来の仕事、収入、生活費	1	4	21	24	33	9	1
親や介助者の高齢化	0	1	5	5	8	3	0
身体、健康、治療、訓練	1	11	9	5	10	3	0
特になし	1	2	2	2	2	1	0

図26 不安に思っていることと年齢との関連（複数回答）

（%）

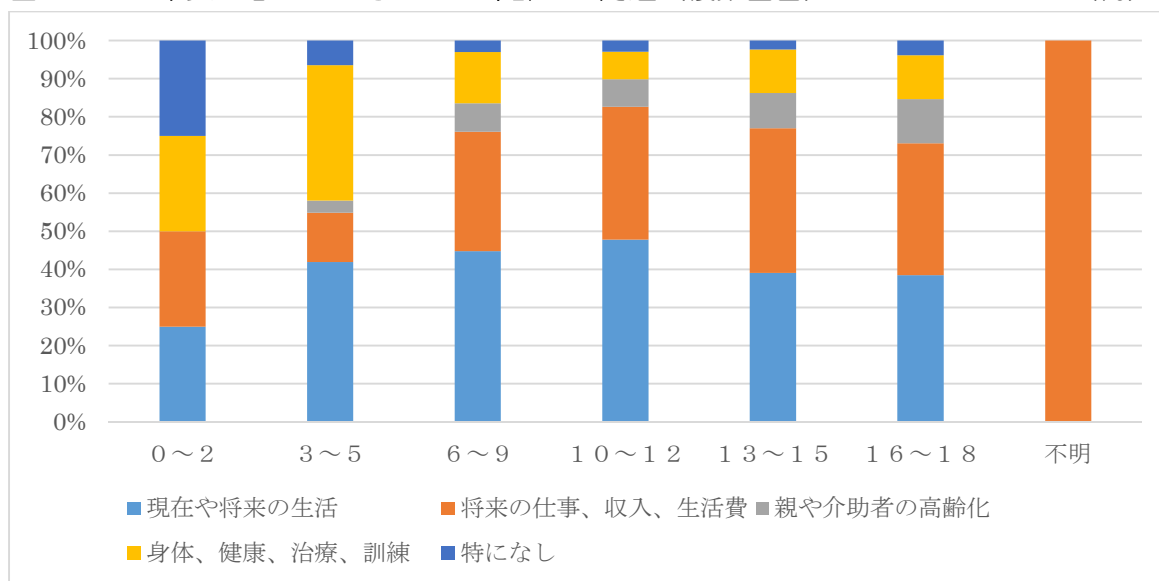
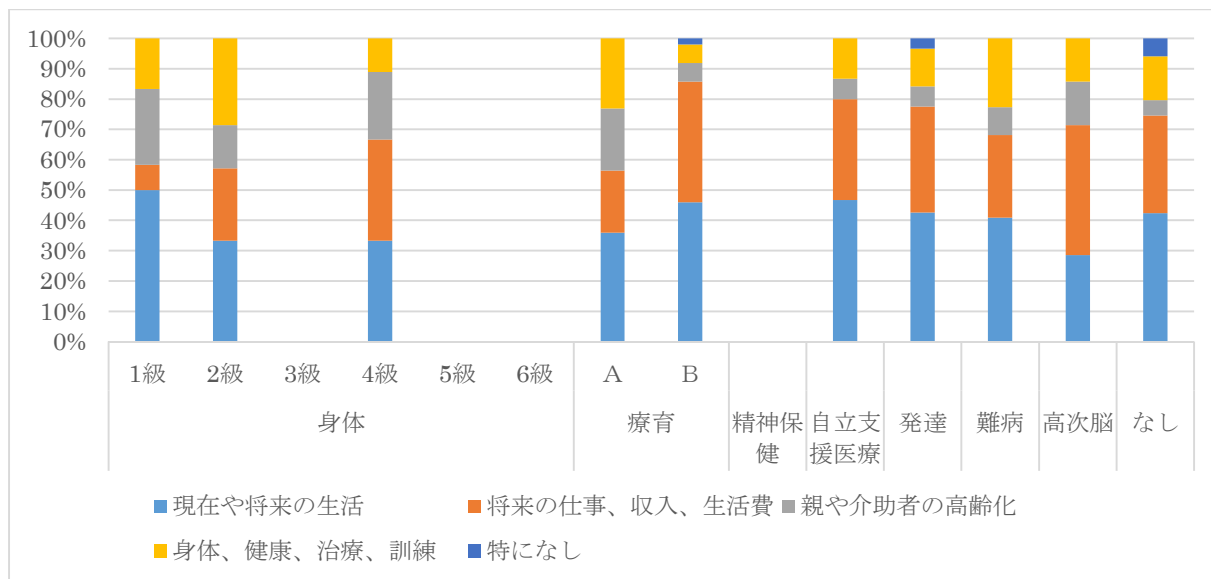


表14 不安に思っていることと障がいとの関連（重複計上有り、「なし」は、手帳なし）（人）

	身体						療育		精神保健 自立支援医療	発達	難病	高次脳	なし	
	1級	2級	3級	4級	5級	6級	A	B						
現在や将来の生活	6	7	0	3	0	0	14	45	0	7	89	9	2	50
将来の仕事、収入、生活費	1	5	0	3	0	0	8	39	0	5	73	6	3	38
親や介助者の高齢化	3	3	0	2	0	0	8	6	0	1	14	2	1	6
身体、健康、治療、訓練	2	6	0	1	0	0	9	6	0	2	26	5	1	17
特になし	0	0	0	0	0	0	0	2	0	0	7	0	0	7

図27 不安に思っていることと障がいとの関連（重複計上有り、「なし」は手帳なし）（％）



（4）ご本人が望む将来の暮らし

ご本人が望む将来の暮らしでは、家族と暮らしたいと答えた方が圧倒的に多く、幼少期では「わからない」との回答が見受けられるが、むしろ当然のことであり、年齢が上がるとともに望む暮らしが明確になると推測されます。

【表15、図28・29】

また、障害の種類との関連では、障害種別問わず家族と暮らしたい方の比率が大きいですが、後天的な障害である高次脳機能障害の方は一人で自立して生活したいと感じています。

【表16、図30】

図28 ご本人が望む将来の暮らし (人)

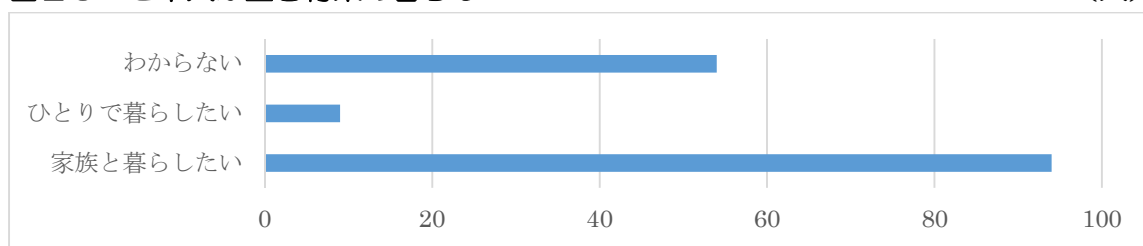


表15 ご本人が望む将来の暮らしと年齢との関連 (人)

年齢	0~2	3~5	6~9	10~12	13~15	16~18	不明
家族と暮らしたい	0	7	19	19	38	10	1
ひとりで暮らしたい	0	0	2	4	1	2	0
わからない	2	12	15	12	9	3	0

図29 ご本人が望む将来の暮らしと年齢との関連 (%)

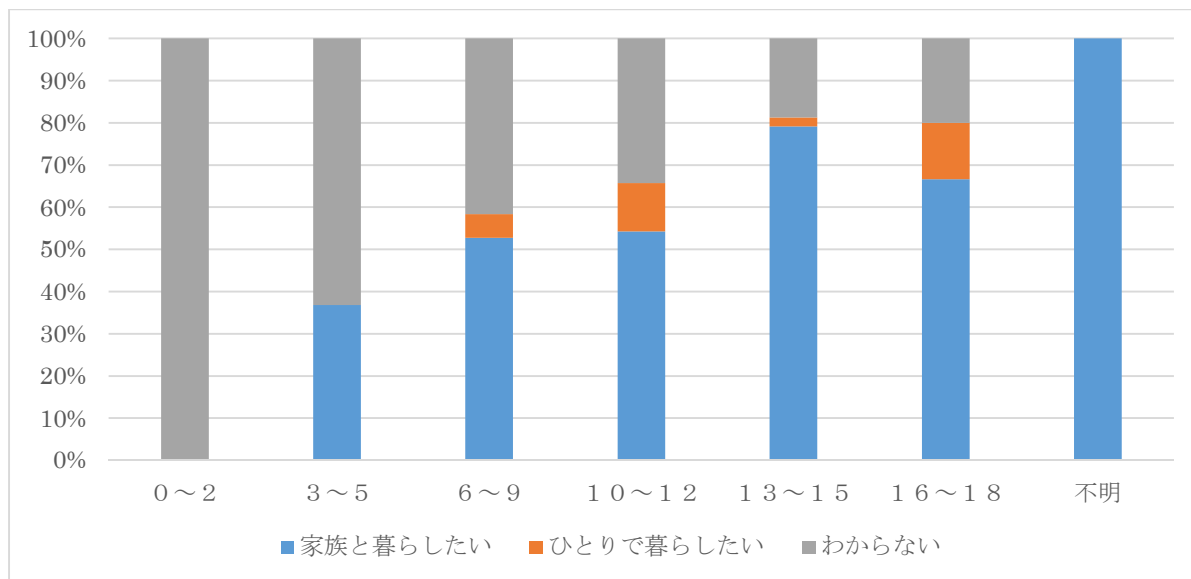
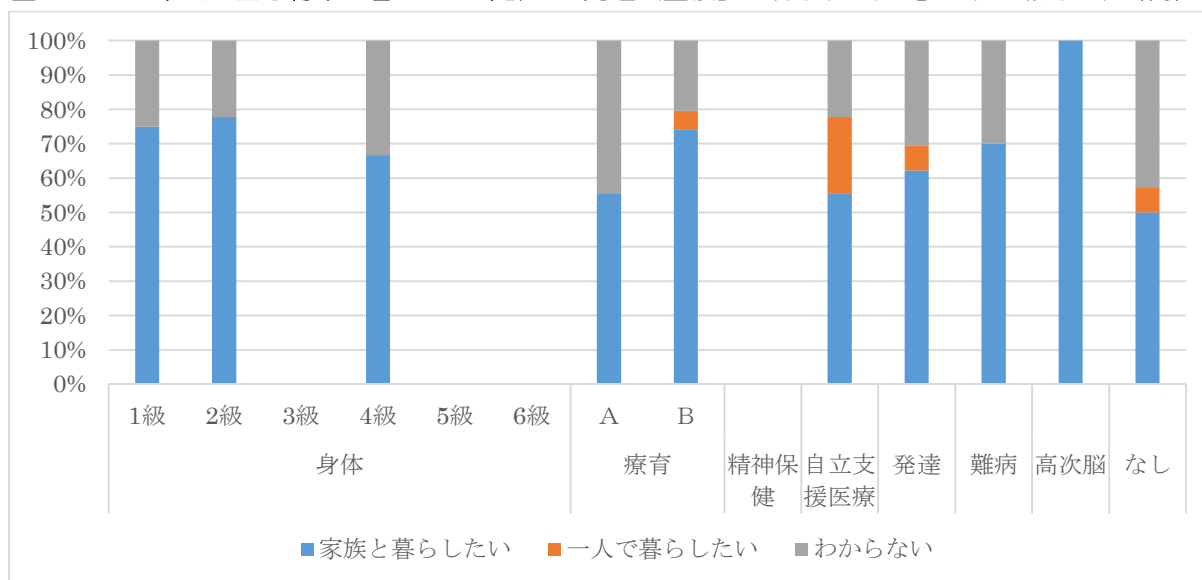


表16 ご本人が望む将来の暮らしと障がいとの関連 (重複計上有り、「なし」は、手帳なし) (人)

	身体						療育		精神保健	自立支援医療	発達	難病	高次脳	なし
	1級	2級	3級	4級	5級	6級	A	B						
家族と暮らしたい	6	7	0	2	0	0	10	40	0	5	69	7	3	34
一人で暮らしたい	0	0	0	0	0	0	0	3	0	2	8	0	0	5
わからない	2	2	0	1	0	0	8	11	0	2	34	3	0	29

図30 ご本人が望む将来の暮らしと障がいとの関連 (重複計上有り、「なし」は、手帳なし) (%)

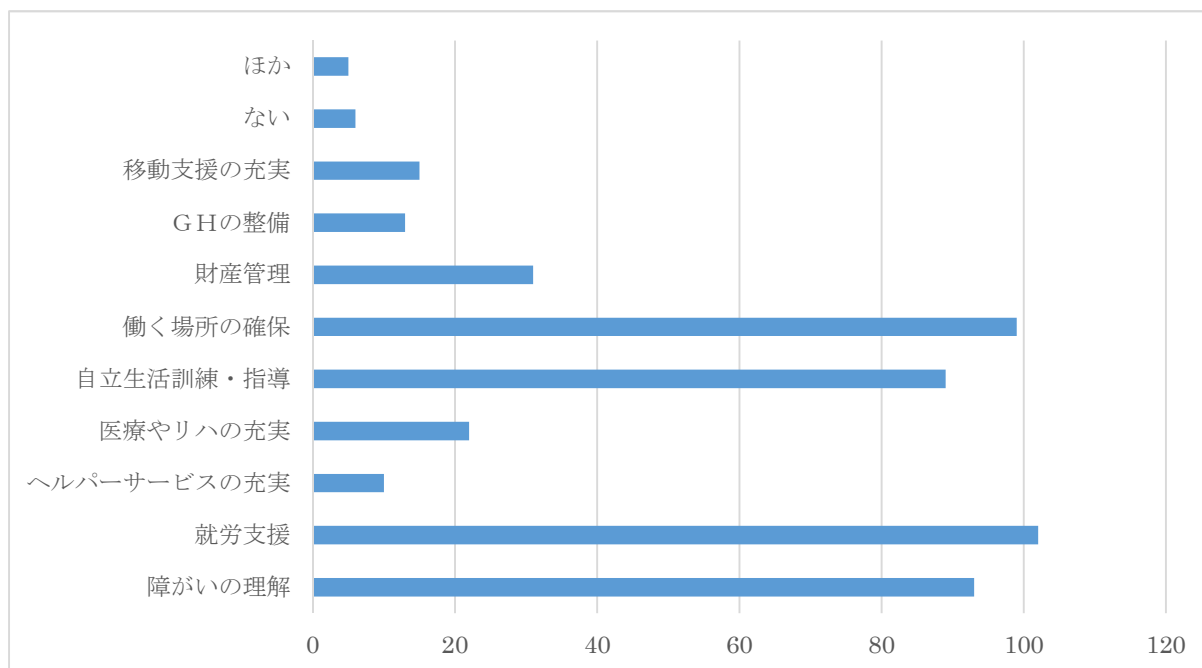


(5) ご本人が望む生活を実現するために必要なこと

ご本人が望む生活を実現するためには、働く場所の確保や就労への支援、生活の訓練指導のほか、障害に対する周囲の理解といった答えが多く見られました。【図31】

図31 ご本人が望む生活を実現するために必要なこと（複数回答）

(人)



ほか回答

- ・自分から出向いた人だけがいろいろな情報（福祉の受入れるサービスなど）を得られるのではなく、てすべての人が支援や相談を気軽に受けられるように、もっと情報がいきわたるようにしてもらいたい。（例）検診のときに紙を配るとか
- ・余暇を過ごせるような場所

7. 差別解消や権利擁護について

(1) 差別や偏見を感じた経験

差別や偏見を感じた経験について「少しある」または「ある」と答えた方が多かったが、年齢、障害との関連性は見受けられませんでした。【表17・18、図32・33・34】

図32 差別や偏見を感じた経験

(人)

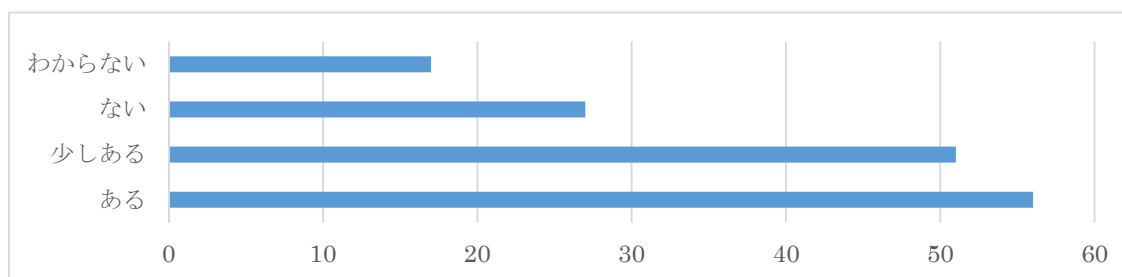


表17 差別や偏見を感じた経験と年齢との関連

(人)

年齢	0~2	3~5	6~9	10~12	13~15	16~18	不明
ある	1	1	21	11	15	6	1
少しある	0	5	10	13	17	6	0
ない	1	9	4	5	6	2	0
わからない	0	3	1	4	9	0	0

資料

図33 差別や偏見を感じた経験と年齢との関連 (%)

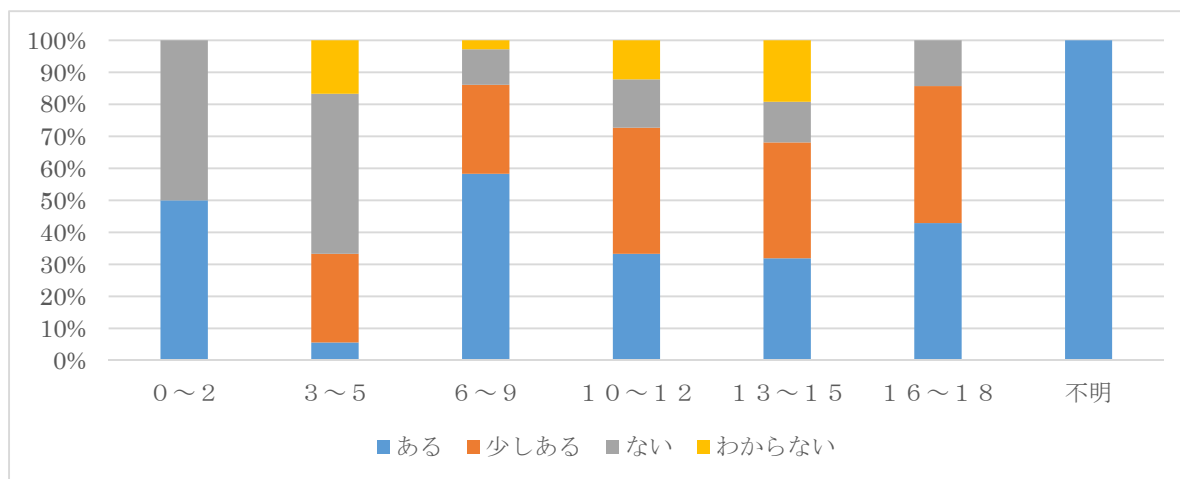
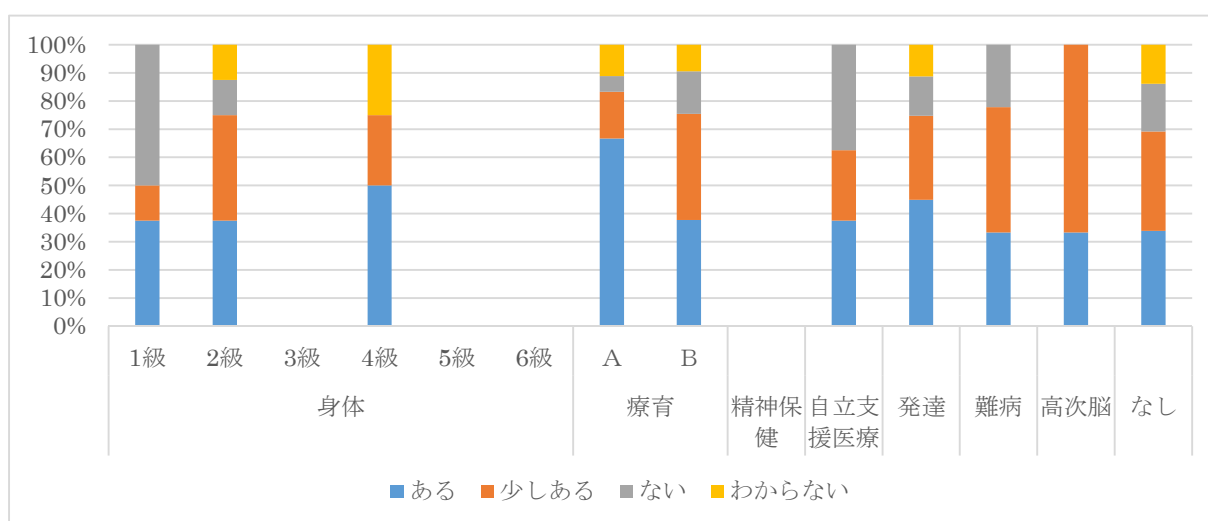


表18 差別や偏見を感じた経験と障がいとの関連 (重複計上有り、「なし」は手帳なし) (人)

	身体						療育		精神保健	自立支援医療	発達	難病	高次脳	なし
	1級	2級	3級	4級	5級	6級	A	B						
ある	3	3	0	2	0	0	12	20	0	3	48	3	1	22
少しある	1	3	0	1	0	0	3	20	0	2	32	4	2	23
ない	4	1	0	0	0	0	1	8	0	3	15	2	0	11
わからない	0	1	0	1	0	0	2	5	0	0	12	0	0	9

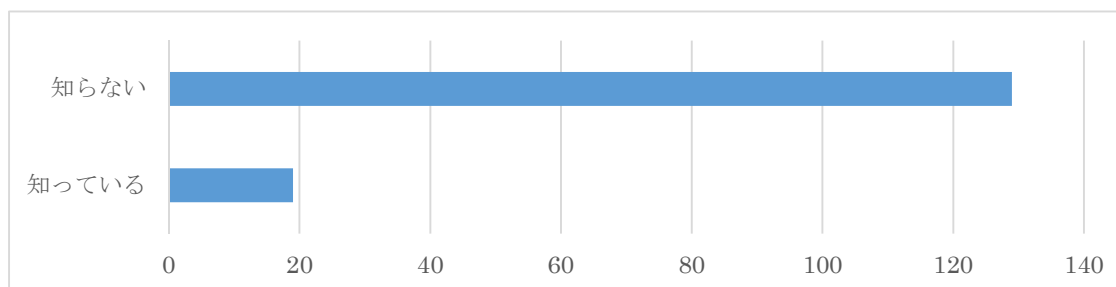
図34 差別や偏見を感じた経験と障がいとの関連 (重複計上有り、「なし」は手帳なし) (%)



(2) 障害者虐待防止法の相談窓口の認知

情報提供体制への周知が今後も必要です。【図35】

図35 障害者虐待防止法の相談窓口の認知 (人)

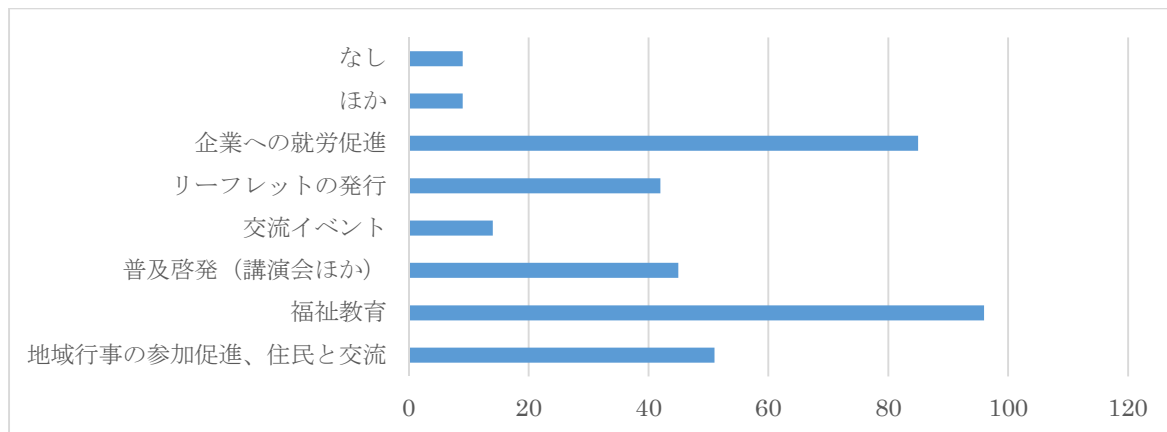


(3) 地域理解促進に必要なこと

地域理解の促進に必要な事としては、幼少期からの保護者も含めた福祉教育、企業への就労促進という答えが多かったです。その他に記載されたほとんどの方は、関心や期待を持っていながらも現状ではまだまだ理解が進んでいないと感じていると推測できます。

【図36】

図36 地域理解促進に必要なこと（複数回答） (人)



ほか回答

- そもそも、障害者というくくりから開放される社会を目指すこと。
- 親が元気なうちは良いが、一緒にいられなくなった時が心配です。
- 障がいの内容を保育園～高校まで親、生徒にどんなものがあるのか話す。貼り紙する。理解を持つよう促す。
- 高校への進学についての協力支援
- 身体的な障害より、精神的な障害への理解度が低いと感じる。目に見えぬもの、尺度が分かりにくいものだからだと思う。
- 個々の支援ネットワークの確立
- 個々のネットワークをしっかり作り、そのネットワークをつなげて広げていって欲しいと感じる。
- 「障害者」を理解していただくための普及活動と個人ごとの支援チームとは、また別の問題だと思う。
- 社会にでてから生活を支えてくれる支援を求めます。
- すべて意味があることかな？と思う。身近な家族でない限り、何をやっても無駄な気がする。障害者側のサービス等を増やして欲しい。
- 働く場所の確保、市内は少ないので障がいのない人たち（企業）の協力が重大だと思います。
- 障がいのある人、その家族の身になって考えてください。自分も同じ立場になったとき、どう思うか、どう感じるか。明日は我が身です。今日は元気でも明日になれば病気になるかもしれない。外出していてもいつも思うことは「じー」と見られること。そんなに変でしょうか障がいのあることは・・・よく「かわいそうに・・・」とおばあちゃん達にいわれる。
- 障がいのある人も利用できるスポーツができる場所、生きがいとなる趣味や発散できる（体を動かす）施設。
- 身だしなみを教えてあげる。自立できるよう家でも頑張る。

大館市障害者自立・差別解消支援地域協議会委員名簿

任期:平成29年4月1日～平成32年3月31日

	所属	職・氏名	備考
1	秋田県教育庁義務教育課	スクールソーシャルワーカー 駒ヶ嶺 裕子	
2	大館市立総合病院	精神保健福祉士 津谷 美久	
3	指定一般・特定相談支援事業所 友生	相談支援専門員 桜田 洋平	
4	大館市身体障害者協会連合会	事務局 畠山 安彦	
5	大館市「手をつなぐ育成会」	事務局 小松原 敦子	
6	特定非営利活動法人 秋田県北NPO支援センター	理事 石戸 幸子	
7	(福)大館圏域ふくし会 白沢通園センター	施設長 若松 尚志	
8	(福)花輪ふくし会 障害者センター 地域活動支援拠点おおだて	指導係長 藤井 大史	任命期間 H29.5.21～H32.3.31
9	特定非営利活動法人 共生センターとっと工房	サービス管理責任者 杉沢 文子	
10	(福)大館市社会福祉協議会	係長 武田 千秋	
11	秋田県立比内支援学校	教育専門監 小笠原 英紀	
12	大館公共職業安定所	企画開発部門長 高橋 修	
13	秋田県北障害者就業・生活支援センター	管理者兼主任就業支援員 松田 紀明	
14	秋田県北秋田地域振興局 大館福祉環境部	副主幹 菅原 大明	
15	秋田弁護士会	弁護士 緑川 正樹	
16	大館商工会議所	中小企業相談所長 鳴海 正春	
17	特定非営利活動法人 ハートランドひまわり	理事長 湊屋 和子	

大館市障害者自立・差別解消支援協議会設置要綱

(設置)

第1条 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号。以下「法」という。)第89条の3及び障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律(平成25年法律第65号)第17条第1項の規定に基づき、障害者及び障害児(以下「障害者等」という。)が、基本的人権を享有する個人としての尊厳にふさわしい日常生活又は社会生活を営むことができる地域社会の実現に向け、地域における障害者等への支援体制を整備するとともに、障害者差別に関する相談、差別を解消するための取組を効果的かつ円滑に行うため、大館市障害者自立・差別解消支援協議会(以下「協議会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 協議会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 障害者及び障害児(以下「障害者等」という。)の自立支援に関すること。
- (2) 地域の関係機関によるネットワーク構築等に関すること。
- (3) 困難事例への対応のあり方に関すること。
- (4) 地域の社会資源の開発及び改善に関すること。
- (5) 障害者等の差別の解消の推進に関すること
- (6) その他障害者等に関し必要と認められる事項。

(組織)

第3条 協議会は、委員18人以内をもって組織する。

2 委員は非常勤とする。

(委員)

第4条 委員は次の各号に掲げる者のうちから市長が任命する。

- (1) 法第51条の14に規定する指定一般相談支援事業者
- (2) 法第51条の17第1項第1号に規定する指定特定相談支援事業者
- (3) 法第29条第1項に規定する指定障害福祉サービス事業者
- (4) 保健・医療機関
- (5) 教育関係機関
- (6) 企業・雇用関係機関
- (7) 権利擁護関係機関
- (8) 障害者関係団体
- (9) 学識経験者
- (10) ボランティア関係者
- (11) その他必要と認められる者

資料

(任期)

第5条 委員の任期は、3年とする。ただし、再任を妨げない。

2 補欠による委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第6条 協議会に、委員長及び副委員長を置き、委員の互選により定める。

2 委員長は、会務を総理し、協議会を代表する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第7条 協議会は、委員長が招集し、委員長が会議の議長となる。

2 協議会は、委員の半数以上の出席がなければ、会議を開くことができない。

3 協議会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(参考人)

第8条 委員長は、所掌事務を協議する上で、必要と判断される場合は、関係する者に参考人として協議会に出席を求めることができる。

(庶務)

第9条 協議会の庶務は、福祉部福祉課において処理する。

2 前項の庶務の全部又は一部を社会福祉法人等に委託することができるものとする。

(雑則)

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

1 この要綱は、平成19年9月1日から施行する。

2 この要綱の施行の後、最初に委嘱される委員の任期は、第5条第1項の規定にかかわらず、平成21年3月31日までとする。

附 則

1 この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

1 この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

1 この要綱は、平成29年4月1日から施行する。